

指定管理者制度導入施設評価票

評価対象年度	令和6年度		
施設名	秋田県立体育館	設置年	昭和 43 年
所在地	秋田市八橋運動公園1-12		
指定管理者	一般財団法人秋田県総合公社		
県所管課	スポーツ振興 課	スポーツ施設	チーム

1 施設の概要

設置目的	スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与する。					
県の施策上の施設の位置付け	新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における施設の位置付け・目標					
	「第4期秋田県スポーツ推進計画」に掲げる、本県の競技力向上やスポーツに親しむ環境の整備を行うための主要施設としてだけでなく、県内有数の観客席を有する屋内施設として、全国規模の大会・イベント等の開催による交流人口の拡大にも視する施設である。					
	新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における目標を達成するための取組として施設に求められているもの					
	競技力の向上、ライフステージに応じた多様なスポーツ活動の促進、子どものスポーツ機会の充実による運動習慣の確立と体力の向上、スポーツを通じた地域づくりと交流人口・関係人口の拡大を推進するため、施設の有効活用を図る。					
施設の面積	敷地面積 17,162.20㎡、建床面積 4,909.30㎡、延床面積 7,636.90㎡					
主な設置施設	大体育場、小体育場、トレーニング室、会議室、男女更衣室、男女シャワー室、講師控室、貴賓室					
指定管理業務の内容	料金制	無（指定管理料制）				
	料金設定	別添資料等による				
	サウンディング実施対象施設※	×				
	指定期間	R3.4.1 ～ R8.3.31				
	営業期間・時間	通年（12/29～1/3を除く）・午前9時から午後9時				
	(1) 体育館に係る使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務 (2) 体育館の施設及び設備の維持管理に関する業務 (3) 体育館の利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務					
自主事業の内容	・アクティブクラブ（キッズ・ジュニア） ・アクティブフィット ・ゆっくりかんたんヨガ ・シニアからはじめるヒップホップ ・貯筋クラブ ・シニアボクシングエクササイズ&エアロ ・ノルディックウォーキング ・坐禅と写経のタペ ・陶芸教室 ・シュガークラフト教室 ・フェイクスイーツ教室 ・施設一般開放「スポーツを楽しむ日」 ・ニュースポーツ用具貸出し ・ノルディックウォーキングボール貸出し					
直近3年の年間利用者数	R4	2,199 人	R5	50,954 人	R6	59,016 人
直近3年の年間利用収入	R4	607 千円	R5	6,924 千円	R6	7,485 千円
直近5年の収支決算（単位：千円）		R2	R3	R4	R5	R6
収入 計		48,593	50,672	46,310	51,490	53,494
利用料金収入						
指定管理料		48,130	50,110	45,300	50,110	50,110
その他収入		463	562	1,010	1,380	3,384
支出 計		49,677	46,918	38,144	52,108	53,654
人件費		30,576	31,726	21,796	28,871	28,555
光熱水費		3,180	2,249	2,501	5,322	5,659
修繕費		1,432	61	329	1,109	801
外部委託費		5,567	4,877	4,716	5,897	6,062
その他経費		8,922	8,005	8,802	10,909	12,577
差 引		▲ 1,084	3,754	8,166	▲ 618	▲ 160

※単年度維持管理・運営費が1億円以上の公募施設について、民間事業者の意見を参考に運営手法や公募要件を検討するため、指定期間終了の3年前にサウンディング（官民対話）を実施する。

2 観点ごとの評価

< 観点 I > 施設の設置目的（施設の目指す姿）の達成に関する取組

【ポイント】

施設の設置目的（施設の目指す姿）を達成するための取組がなされ、その効果があったか。

○指定期間における運営方針・施設の利用目標

(R6年度以降に指定管理を開始・更新する施設から基本協定書に定めることとなっているため、それまでは記載不要)

○目標の設定（毎年度、県と指定管理者が協議の上、業務計画書に定める目標）

令和6年度 の目標	利用者数 54,700人
--------------	--------------

○指定管理者による実績報告

令和6年度 の実績	実績	59,016	達成率	107.9%	
	具体的な 取組と その効果	大会使用としてWリーグ秋田大会・SJリーグ秋田大会が各1回、アマチュアスポーツ大会が46件開催され多くの方に利用いただきました。また、貸切予定の入らない日は子供から大人までの幅広い世代に気軽にご利用頂けるよう「一般開放日」を追加実施した他、定期利用団体の活動推進として運動指導実施等の活動支援を行いました。 自主事業では、シニア向け事業をリニューアルし、新たに4つの教室を立ち上げました。シニア向け教室は、事前に登録いただくと体調や気分に合わせて4つのどの教室にも参加できるシステムを運用しております。また、利用者の満足度向上を図るため、スタンプカードの運用も開始し、継続的な参加を促進することができました。(10回参加すると1回無料で教室に参加できる特典) さらに、前年度に引き続き、競技大会以外での練習や屋外競技の冬季間の練習等でご利用いただけるよう各種団体、近隣の高校・中学校並びにスポ少団体向けにリーフレットを配布するなど情報発信に努め、新規の団体利用に繋げ目標を上回ることができました。			
直近3年 の実績	年度	R3年度	R4年度	R5年度	
	目標	83,000	1,600	47,600	
	実績	10,589	2,199	50,954	
	達成率	12.8%	137.4%	107.0%	
令和7年度 の目標 (設定根拠)	目標	利用者数 48,500人			
	設定根拠	調整会議で決定した予定されている大会の他、令和6年度大会使用、団体使用、一般開放等の実績を基に設定しました。また、空き日の「一般開放日」の追加実施や、競技団体及びスポ少団体等へ情報提供を図り練習利用による利用促進に努めてまいります。			

※指標が複数ある場合は欄を適宜追加すること。

< 観点 I > の評価

評価欄	評価者	評価	コメント
	指定管理者	A	調整会議で予定されていたWリーグ秋田大会が4大会のうち1大会開催にとどまったものの、他の大会が概ね予定どおり開催された他、空き日の一般開放日実施や小規模団体の貸切利用促進並びに育成団体の活動支援により目標を達成することができました。
	県 (所管課)	A	各種の大会開催に加え、一般向けの施設利用を促進して目標を達成している。

【評価基準】次の基準により評価。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。
また、施設の設置目的（施設の目指す姿）を達成するための、指定期間における運営方針・施設の利用目標について、指定期間開始年度から評価対象年度までの達成状況をコメント欄に記載すること。

A: 目標達成(数値目標の場合は100%以上)

B: A及びC以外

C: 目標達成に向けて改善が必要(数値目標の場合は80%未満)

＜観点Ⅱ＞ 施設の有効性（利用者の満足度）の向上に関する取組

【ポイント】

サービスの質を維持・向上するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

利用者満足度 令和6年度 の実績	実績	86.6%		
	具体的な 取組と その効果	手渡しでアンケートを依頼するなど、積極的に利用者の声の収集に努めました。アンケートで得られたご意見等は、内容を検討したうえ館内に回答を掲示し、利用者との情報共有を推進しております。また、ご指摘等があった内容については日々の業務で改善を意識づける啓発を行ったほか、案内表示やパンフレットを工夫する等きめ細やかなサービスの提供に努めました。（令和6年度回収枚数:134枚）		
利用者満足度 の状況 （直近3年）	R3年度	R4年度	R5年度	
	83.2%	95.5%	86.3%	

＜観点Ⅱ＞の評価

評価欄	評価者	評価	コメント
	指定管理者	A	利用者からいただいたご意見等は、速やかに対応が可能なものに対しては迅速な対応を心掛け改善をすすめた結果、前年度より満足度が微増となりました。今後も利用者目線に立ち、利用者により快適にご利用いただける施設の管理運営に努めてまいります。
	県 （所管課）	A	利用者アンケートなどに迅速に対応することで、利用者満足度も高い水準を維持している。

【評価基準】次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A:満足度80%以上 B:A及びC以外 C:満足度60%未満

＜観点Ⅲ＞ 効率性の向上等に関する取組

（1）経費の低減

【ポイント】

施設の管理運営（指定管理業務）に関し、経費を効率的に低減するための十分な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

令和6年度 の実績	経費の 低減実績	大会、各種団体の貸館利用が増加したことから、照明、暖房等の費用がかさみ、前年度より光熱費6.3%、燃料費38%の増加となりました。軽微な修繕に関しては直営作業で対応する等経費の削減に努めた結果、修繕費は27.8%減少し、支出総額は前年度に対し増加したものの2.9%増で抑えることができました。
	具体的な 取組と その効果	施設設備機器の運転等では標準化した運営マニュアルに加え、ボイラーの余熱を利用する等、効率的な取組みを推進しました。また、文書の電子化・ペーパーレス化やこまめな照明のオン・オフ等日常的な節電並びに消耗品の節約に取組みました。その他、敷地内の芝刈り・低木の剪定等を直営で実施することで委託料の低減に努めました。

※費用の総額では効果が計れない場合は、例えば利用者1人当たりの単価を算出する方法等も考えられる。

（2）収入の増加 ※指定管理料制施設を除く

【ポイント】

収入を増加するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

令和6年度 の実績	収入の 増加実績	
	具体的な 取組と その効果	

<観点Ⅲ>の評価

	評価者	評価	コメント
評価欄	指定管理者	B	施設の利用増加や価格高騰の影響を受け、経費は全体的に増加しているが、社員一人ひとりがコストに対する意識を維持しながら日常的に節電並びに消耗品の節約等経費の低減に努めました。
	県 (所管課)	B	施設の利用増加や価格高騰の影響により、経費が全体的に増加したものの、通常業務におけるこまめな経費節減の取組を実施している。

【評価基準】 次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A: (1)経費の低減、(2)収入の増加とも前年比で5%以上改善

B: A、C以外

C: (1)経費の低減、(2)収入の増加とも前年比で5%以上悪化

<観点Ⅳ> 公の施設にふさわしい適正な管理運営に関する取組

【ポイント】

施設の管理運営（指定管理業務）の適切な実施に向けた具体的な取組がなされ、その効果があったか

〇指定管理者による実績報告

令和6年度 の実績	〇サービス向上の取組について 自主事業広報誌「みんなのスポーツ&カルチャー」を年2回発行し関係機関へ配布した他、公社公式Instagramを活用した広報活動を実施しました。(全体104件内体育館22件)また、情報提供等はメール配信サービスの運用により、季節柄のご挨拶を含め自主事業の開催情報を送信する等、効率かつスピーディーな情報提供に努めました。 また、施設利用手続きの効率化を推進するため、令和7年3月より予約システムの運用を開始し、利用者がいつでも予約できる体制を整えました。今後はシステムの定着化を図り、より一層利用しやすい施設となるよう努めてまいります。 〇地域、関係機関、ボランティア等との連携の取組について 施設を利用されている競技団体との意見交換の場として「運営協議会」を実施し、令和7年度大会予定並びに大会運営における留意点等について確認、情報交換を行いました。 〇職員の資質向上の取組について 公社主催の顧客対応研修(初級)2名、普通救命講習1名、自律的思考獲得研修1名を受講しました。また、事務所内で「接遇に関する勉強会」を開催し、接遇に関する理解を深め、施設利用時の内規確認や利用者への対応方法について意見交換をするなど、利用者へのサービス向上に努めました。 〇安全管理及び緊急時対応の方策について 緊急事態対応共通マニュアルを策定し、公社運営本部事務局や県、消防・警察等関係機関との連絡網を整備しました。また、計画的に消防・避難誘導訓練を年2回実施した他、避難誘導手順を施設内に明示する等非常事態への備えを整備しております。 〇個人情報を適切に管理するための取組について 「個人情報保護規程」を徹底し、適切な情報の取得や利用、漏洩等の防止などの安全管理措置を講じて厳正な管理に努めた他、「コンプライアンス研修」を実施し、社員の危機管理能力の向上に努めました。また、幹部社員の定例会議において、個人情報保護に関する研修会が開催され、幹部社員及び個人情報を取り扱う社員が受講し、個人情報保護の重要性や適正な取り扱いについて学びました。「個人情報保護方針(プライバシーポリシー)」については、受付の利用者の目にふれる場所に掲示し周知を図っており、朝礼やミーティング時に社員としての心構えなどを再確認するとともに個人情報の適正な取り扱いを徹底し、施錠できるキャビネットや金庫での適正管理に努めました。
--------------	--

<観点Ⅳ>の評価

	評価者	評価	コメント
評価欄	指定管理者	A	実績報告に記載のとおり、施設の管理運営等、指定管理業務を適正に行いました。
	県 (所管課)	A	職員研修を積極的に行い、施設のサービス向上につなげることで、高い利用者満足度を維持している。

【評価基準】 A:順調(改善点なし)、B:概ね順調(重大な問題点なし)、C:改善が必要(重大な問題点あり)
県(所管課)の評価においては、モニタリング結果を踏まえて評価を行う。

【県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方】

※全施設記載

○県の施策の達成状況(施設を運営することで、県の施策がどの程度達成されたか等)
県民のスポーツ利用や「一般開放日」の積極的な実施により、「第4期秋田県スポーツ推進計画」に掲げる、ライフステージに応じた多様なスポーツ活動の促進や子どものスポーツ機会の充実による運動習慣の確立と体力の向上が図られている。また、大規模スポーツ大会等の開催により、競技力の向上や交流人口の拡大の推進も図られている。
○施設運営の課題
令和10年度で目標使用年数の60年に到達することから、10年秋の開館を目指し新県立体育館整備が計画されているが、令和3年度に屋根下地材の一部落下があるなど、施設の老朽化が進行しているため、閉館まで効率的な維持管理を行うとともに、必要に応じた修繕等により利用者の安全を確保する必要がある。
○今後の方向性(県の施策の達成状況や課題を踏まえて、今後所管課としてどのように対応していくか等)
指定管理者と連携し、施設の効果的な運営を行いながら、県民利用の促進や大規模スポーツ大会の誘致・開催等を通じて、競技力の向上やスポーツの裾野拡大を図るとともに、更なる利用促進のため、予約システムの利用拡大等により、幅広い世代のスポーツ機会の創出と施設の有効活用を図る。また、施設の持続的な運営を目指し、民間ノウハウの活用や収益力の向上を図るため、令和8年度から利用料金併用制を導入するほか、情勢に応じた利用料金の引き上げを行うこととしている。

【外部有識者委員会による評価(提言):令和6年度実施】

※今年度評価対象施設は、外部有識者委員会終了後、行政経営課が記載の上で公表する。

評価(提言)
○施設の管理運営状況について(＜観点Ⅰ＞～＜観点Ⅳ＞)に対するコメントを記載)
・収支が安定していることから、施設運営について評価できる。 ・残り少ない使用年数となるが、安全対策は適切に行っていただきたい。 ・経費節減のために敷地内の低木の剪定等を外部委託から直営に切り替えているが、県所有物であることから、リスクマネジメントの観点から県と適切に情報共有の上、直営で実施いただきたい。
○県の施策達成に向けた施設運営について (県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方を踏まえてコメントを記載)
・残り少ない使用年数となるが、安全対策は適切に行っていただきたい。

【外部有識者委員会による評価(提言)を踏まえた今後の対応方針:令和6年度策定】

今後の対応方針
指定管理者(施設の管理運営等について今後の対応方針を記載)
・直営で実施する芝刈り及び低木剪定作業については、県と情報共有しながら適切な管理に務める。 ・刈払機作業従事者安全衛生教育の受講や作業前後の機器点検実施等、安全教育に務める。
県所管課(県の施策達成に向けた施設運営等について今後の対応方針を記載)
・閉館まで効率的な維持管理を行うとともに、必要に応じた修繕等により利用者等の安全対策を行っていく。

【今後の対応方針の進捗状況について】

※今後の対応方針策定済みの施設について、策定翌年度の評価対象年度から記載

今後の対応方針の進捗状況
指定管理者（施設の管理運営等について今後の対応方針に係る進捗状況を記載）
県所管課（県の施策達成に向けた施設運営等について今後の対応方針に係る進捗状況を記載）

○秋田県立体育館条例

昭和四十三年九月三十日
秋田県条例第五十五号

秋田県立体育館条例をここに公布する。

秋田県立体育館条例

(設置)

第一条 スポーツの普及振興を図り、もつて県民の心身の健全な発達に寄与するため、秋田県立体育館(以下「体育館」という。)を秋田市八橋運動公園一番十二号に設置する。

(昭五七条例四二・一部改正)

(使用の許可)

第二条 体育館を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、貸切使用によらず使用する場合は、この限りでない。

(昭六一条例二三・旧第三条繰上、平一七条例八二・平二一条例八八・一部改正)

(使用の許可の取消し等)

第三条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

- 一 不正な行為により使用の許可を受けたとき。
- 二 使用の目的を変更したとき。
- 三 知事の指示に従わなかつたとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、体育館の管理上支障が生じたとき。

(平一七条例八二・追加、平二一条例八八・一部改正)

(使用料の徴収)

第四条 体育館を使用する者から、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

2 使用料は、体育館を使用させるときに徴収する。ただし、知事は、特別の理由があると認める者については、後納させることができる。

(昭六一条例二三・旧第四条繰上、平三条例一三・一部改正、平一七条例八二・旧第三条繰下)

(使用料の不還付)

第五条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、知事は、使用者の責めに帰することができない理由により体育館を使用することができなくなつた場合その他特に必要があると認めた場合は、その一部又は全部を還付することができる。

(昭六一条例二三・旧第五条繰上・一部改正、平一七条例八二・旧第四条繰下・一部改正)

(使用料の減免)

第六条 知事は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(昭六一条例二三・旧第六条繰上、平一七条例八二・旧第五条繰下・一部改正)

(指定管理者による管理)

第七条 体育館の管理は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(平一七条例八二・全改、平二一条例八八・一部改正)

(指定管理者の業務)

第八条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- 二 施設及び設備の維持管理に関する業務
- 三 体育館の利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、体育館の管理に関し知事が必要と認める業務

2 前条の規定により体育館の管理を指定管理者に行わせる場合における第二条及び第三条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(平一七条例八二・全改、平二一条例八八・一部改正)

(管理の基準)

第九条 指定管理者は、前条第二項の規定により読み替えて適用される第三条に定めるもののほか、開館時間及び休館日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従つて体育館の管理を行わなければならない。

(平一七条例八二・追加、平二一条例八八・一部改正)

(規則への委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、体育館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一七条例八二・追加、平二一条例八八・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1この条例は、昭和四十三年十月一日から施行する。
(重要な公の施設等の範囲を定める条例の一部改正)
- 2重要な公の施設等の範囲を定める条例(昭和三十九年秋田県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(昭和四八年条例第五六号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五一年条例第二五号)抄

- 1この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則(昭和五五年条例第二二号)

この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則(昭和五七年条例第三二号)

この条例は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則(昭和五七年条例第四二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六〇年条例第二四号)

この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則(昭和六一年条例第二三号)

この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則(平成元年条例第六号)抄

(施行期日)

- 1この条例は、平成元年四月一日から施行する。

附 則(平成三年条例第一三号)

この条例は、平成三年四月一日から施行する。

附 則(平成四年条例第四八号)

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

附 則(平成八年条例第四五号)

この条例は、平成八年四月一日から施行する。

附 則(平成九年条例第七号)抄

(施行期日)

- 1この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年条例第一一五号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一七年条例第八二号)抄

- 1この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成二〇年条例第二二号)

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則(平成二一年条例第八八号)抄

(施行期日)

- 1この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 12この条例の施行により知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るこの条例の施行前に秋田県教育委員会がした手続その他の行為又は秋田県教育委員会に対してされた手続その他の行為は、知事がした手続その他の行為又は知事に対してされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成二六年条例第三三号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平成三一年条例第一一号)

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

別表(第四条関係)

(平二〇条例二二・全改、平二六条例三三・平三一条例一一・一部改正)

一 貸切使用する場合の使用料

(一) 大体育場及び小体育場の使用料

区分	使用料の額(一時間につき)		
	午前九時から 午後一時まで	午後一時から 午後五時まで	午前九時から 午後五時まで

							の時間以外	
大体育場	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用するとき	使用者が主として児童生徒のために使用するとき		八一〇円	八一〇円	一、五四〇円	
			使用者が主として児童生徒以外の者のために使用するとき		一、七二〇円	一、七二〇円	三、二〇〇円	
		その他の催物に使用するとき	平日	六、八四〇円	六、八四〇円	一二、八五〇円		
			土曜日・日曜日・休日	八、一七〇円	八、一七〇円	一五、四七〇円		
	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用するとき	使用者が主として児童生徒のために使用するとき		一、八八〇円	一、八八〇円	三、六四〇円	
			使用者が主として児童生徒以外の者のために使用するとき		三、九四〇円	三、九四〇円	七、六五〇円	
		その他の催物に使用するとき	営利を目的としない催物であるとき	平日	一二、〇五〇円	一五、〇七〇円	二六、五一〇円	
				土曜日・日曜日・休日	一四、四六〇円	一八、〇七〇円	三一、七九〇円	
			営利を目的とする催物であるとき	平日	二四、一〇〇円	三〇、一二〇円	五三、〇一〇円	
				土曜日・日曜日・休日	二八、九一〇円	三六、一四〇円	六三、六六〇円	
小体育場	アマチュアスポーツに使用するとき	使用者が主として児童生徒のために使用するとき		二一〇円	二一〇円	四一〇円		
		使用者が主として児童生徒以外の者のために使用するとき		四六〇円	四六〇円	八四〇円		
	その他の催物に使用するとき		平日	一、七八〇円	一、七八〇円	三、三四〇円		
			土曜日・日曜日・休日	二、一三〇円	二、一三〇円	四、〇二〇円		

備考

- 一 この表において「入場料」とは、使用者が、いずれの名義であるかを問わず、体育館の入場者から徴収するその入場の対価をいう。
- 二 この表において「児童生徒」とは、小学校就学の始期に達するまでの者、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒（これらの者に準ずる者を含む。）をいう。
- 三 この表に定める時間の区分ごとに、使用時間が一時間未満であるときは当該使用時間を一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。
- 四 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第三条に規定する休日をいう。
- 五 大体育場の使用において、使用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって使用するときの使用料の額は、入場料を徴収する場合の使用料の額とする。

(二) 附属施設及び附属設備の使用料

区分	使用料の額	
	アマチュアスポーツに使用するとき	その他の催物に使用するとき
トレーニング室	一時間につき 四八〇円	一時間につき 六一〇円
会議室	一時間につき 二九〇円	一時間につき 四三〇円
ステージ	一時間につき 二九〇円	一時間につき 四三〇円

浴室	一回につき 七二〇円	一回につき 九五〇円
温水シャワー	一室一時間につき 二九〇円	一室一時間につき 四三〇円
電光掲示板	一組一時間につき 四八〇円	一組一時間につき 六一〇円
ピアノ	一時間につき 四八〇円	一時間につき 六一〇円
いす	一脚一回につき 二〇円	一脚一回につき 二〇円
放送設備	入場料を徴収しない場合	一時間につき 四八〇円
	入場料を徴収する場合	一時間につき 九五〇円

備考

- 一 この表に掲げる施設(浴室を除く。)及び設備(いすを除く。)の使用については、使用時間が一時間未満であるときは当該使用時間を一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。
 - 二 この表において「入場料」とは、使用者が、いずれの名義であるかを問わず、体育館の入場者から徴収するその入場の対価をいう。
 - 三 放送設備の使用において、使用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって使用するときの使用料の額は、入場料を徴収する場合の使用料の額とする。
- (三) 照明等の使用料

区分			使用料の額(一時間につき)	
			アマチュアスポーツに使用するとき	その他の催物に使用するとき
照明	全館(会議室を除く。)		四、〇七〇円	五、三〇〇円
	大 体 育 場	全灯使用	二、九四〇円	三、九六〇円
		二分の一減灯使用	二、〇三〇円	二、六七〇円
	小体育場		四〇〇円	五〇〇円
	会議室		三〇円	四〇円
	ステージ		一九〇円	二六〇円
	暖 房	全館(会議室を除く。)		四、三九〇円
大体育場		三、〇五〇円	四、〇七〇円	
小体育場		七一〇円	九〇〇円	
会議室		七〇円	一〇〇円	
特殊電源装置に係る電気			実費に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額	実費に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額

備考 使用時間が一時間未満であるときは当該使用時間を一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。

二 貸切使用によらず使用する場合の使用料

(一) 体育館(温水シャワーを除く。)の使用料

区分	使用料の額 (午前九時から午後一時まで、午後一時から午後五時まで及び午後五時から午後九時までのそれぞれの時間の区分ごとに一人につき)
小学校児童及び中学校生徒	五〇円
高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生	一二〇円
一般	二三〇円

備考 この表における「小学校児童及び中学校生徒」及び「高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生」には、それぞれこれらの者に準ずる者を含むものとする。

(二) 温水シャワーの使用料

一人一回につき百三十円